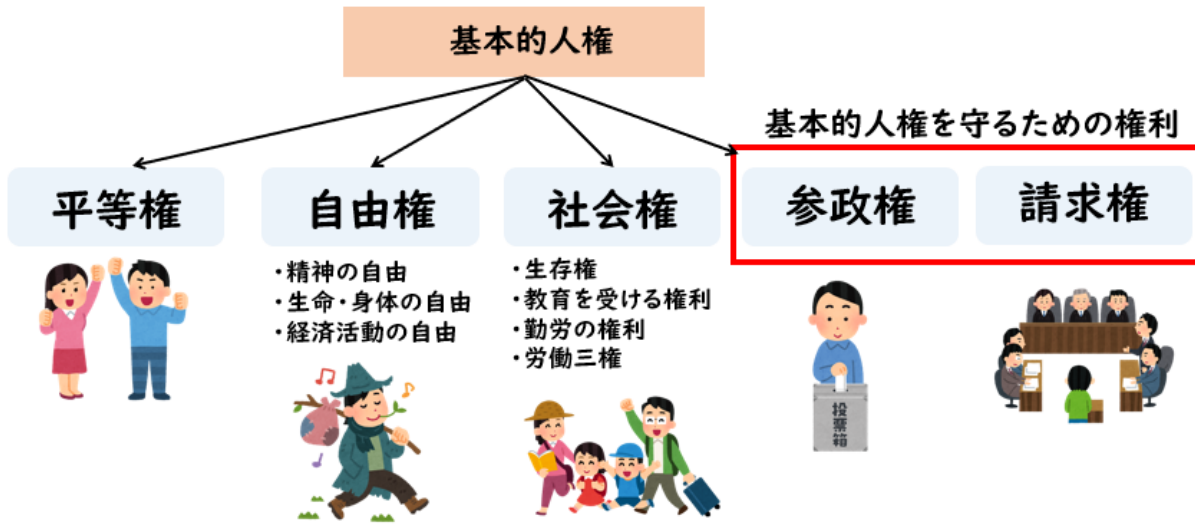


基本的人権ってなんだろう



上の図は中学校の公民で学ぶ「基本的人権」についての図です。日本はこの基本的人権を憲法で保障しています。

しかし、日本社会において果たしてこのことが本当に保障されているのかというと、時々疑問に思う時があります。

◆『かすかな光へ』の中での基本的人権(大田堯先生 93歳(当時)の教育学者である大田堯氏を録ったドキュメンタリー映画『かすかな光へ』の中で、大田先生は基本的人権を

人はちがう
人はかかわる
人はかわる
と教えています。

憲法の中の文言としてそういう言葉を見つけることはできなかつたのですが、大田先生がおっしゃっていることは、文言にするよりもっと基本的なことのように感じて、わたしはいつも人前で話しをする時にこの言葉を紹介してきました。

◆人はちがう、けれど平等である

人はひとりひとり違います。年齢、肌の色、性別、国。でも、みんな等しくひとつずつ命を持っています。そのことにおいて、すべての人は平等です。

◆人は自由である、けれど、関わって生きている

人にはこの図のように、精神の自由、生命・身体的自由、経済活動の自由があります。そして、それらはかわりの中で保障されるものです。自分にだけあって、相手には無いというものでもありません。自分だけが自由気ままにとはいかないことが社会の中で生きるということなのだと思えます。人は社会的な生き物であると常々感じています。

◆人は生きている限りかわることができる
憲法では社会権として、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利を保障していますが、それらによって、わたしたちは成長を遂げ、日々かわることが出来ます。もちろん、良くも悪くも、というのが真実でしょう。

太陽と水と空気、その3つがあつて初めて植物は葉緑素というコックさんにより、酸素というエネルギーを創り出します。そして植物は光の方に向かって伸びます。伸びようとします。

わたし達人間もまた、命あるものとして、光に向かって伸びるといふ性質を持っていると思います。時につまずき、折れそうになり、人生を投げ出してしまいたくなる時もあるでしょう。

でも、わたし達には伸びる力があると信じたい。政治や地域の出来事、引いては隣人に関わる事が面倒に思える昨今ですが、面倒くさいことを避けていると、後々もつと面倒なことになっていきます。わたしたちには参政権と請求権も保障されているのですから、必要な時にそれらを行使していきましょう。ただし、楽しく、がわたしの基本です。

◆安心・自信・自由の3つの権利

こどもキャップというプログラムでは、子どもたちにみんなが等しく持っている「安心して生きる権利」「自信を持って生きる権利」「自由に生きる権利」のことをワークショップを通じてわかりやすく教えます。そして、子どもにもそれらの力があることをm教え、エンパワメントします。大人に見えないところでおきる様々な問題を子どもたち同士で助け合えることを教え、本当に困っている時は大人に相談することも教えます。

基本的人権を踏まえて、子どもたちにとっていざとなったら頼れる大人でありたいものです。**辺見妙子**